

かず整形外科クリニック
指定訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団K&A（以下「事業者」という。）が開設するかず整形外科クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護または要支援状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者および要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅において理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 かず整形外科クリニック
- 二 所在地 横浜市港南区丸山台2-26-17

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 医師1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 理学療法士13名（常勤11名、非常勤2名）
理学療法士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。
- 三 事務職員3名（常勤3名）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び当院休診日を除く（夏季及び年末年始）。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日は、午前9時から午後5時までとし、土曜日は午前9時から午後1時までとする。

(利用料等)

第6条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、横浜市港南区丸山台、上永谷、下永谷、東永谷、日限山、野庭町、芹が谷、南舞岡の一部とする。

(衛生管理等)

第8条 事業所において感染症の発生及びまん延を防止するために次の措置を講じる。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震などに対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

(苦情に対する対応方針)

第10条 管理者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 利用者に対するサービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

- 第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者責任者をおき職員同士の虐待防止に努めるものとする。
- 五 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束の禁止)

- 第14条 事業者は、利用者、または他の利用者らの生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- 身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(ハラスメント対策)

第15条 事業者は、職員による利用者に対するハラスメント及び利用者からの職員に対するハラスメントの防止に努めるものとする。

2 事業者は、職員同士のハラスメントの防止に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団K&Aと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

本規定は、平成30年3月1日から改定施行する。

本規定は、令和4年4月1日から改定施行する。

本規定は、令和6年4月1日から改定施行する。